韓国の環境法制度の歴史的展開と問題点に関する一考察 -環境政策基本法を中心に一

李 香丹

はじめに

韓国は1910年からの長期にわたる日本の植民地から、第2次世界大戦後の1948年に建国した。その後、1950年代に勃発した朝鮮戦争、そして1960年代には権威主義による独裁が行われ、1980年代に入って民主主義運動を経て、1987年に自由選挙が行われたという経緯がある。このような社会的状況を背景に経済優先政策が打ち出され、急速な経済成長を遂げると共に経済成長を支えた石炭や石油など化石燃料を中心としたエネルギーの消費構造は、深刻な環境問題をもたらした。特に、1970年代に入って急速な工業化や都市化が進み、とりわけ、都市化率において、1960年の28%から1970年には40.6%まで増加し、人口が密集している地域(ソウルなど首都圏)を中心に環境問題が顕在化し、人々の健康に影響を及ばしている1。

こうした工業化の推進は人々の生活レベルを向上させた一方で、大気汚染や水質汚濁などといった従来型の公害問題に加え、廃棄物や自動車排出ガスなどのような都市・生活型の環境問題、そしてオゾン層破壊、酸性雨、生物多様性の喪失、地球温暖化などといった地域的・地球規模双方の環境問題に直面するようになった。このような環境問題は工業化を中心とする経済政策が本格化するとともに社会問題となり、それに対処するための環境法制度や行政組織も次第に整備され始め、今日に至るまで数多くの環境立法や行政措置が講じられた。しかし、環境法制度が数多く整備されているにも拘わらず、環境問題は国内の急を要する重要な課題となっている。特に、環境法の非体系性による複雑性や複数法体系による非効率性などといった法体系における問題点が提起されている2。

そこで本稿は、韓国における環境政策基本法を中心に、環境法制度の展開とその問題点について検討することを目的とする。このような環境法制度の問題点を検討するに当たって、経済成長の過程で発生する環境問題に対処するための取組みの結果として形成されてきた環境汚染に関する法制度整備の状況を理解する必要がある。したがって、まず、環境法制度の展開を考える上で、前提として踏まえておかなければならない環境問題に対する社会的背景を概観したうえで、環境問題の状況を把握し、その過程で生み出された環境政策の展開を視野にいれつつ、環境法制度の歴史的展開を概観する。次に、現行の環境法制度の体系を整理し、環境法制度の問題点を把握する。最後に、すべての環境問題に対する基本とされる環境政策基本法について、

その体系と内容を把握したうえで、今後の課題を検討する。

I 韓国における環境法制度の歴史的変遷

1. 経済発展による環境問題

冒頭で述べたように韓国は 1948 年に建国したものの、その後朝鮮戦争が勃発することで、本格的な経済政策は 1960 年代に入ってからである。韓国は工業復興のために経済発展を最優先課題とし、工業化は 1960 年代の軽工業中心から 1970 年代に重化学工業へと転換され3、経済は 1963 年から本格的な経済成長の拍車がかかり、1963 年から 1990 年の間に年平均約 7%という経済成長率を遂げた。特に、図 1 から分かるように韓国における経済成長率は 1983 年から 1997 年まで年平均約 9%である。ただ 1998 年また 2009 年は 1997 年のアジア金融危機と 2008 年の国際金融危機の影響で低い経済成長率を見せている。

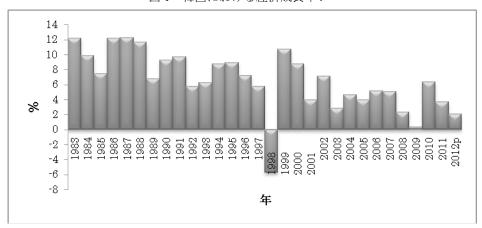


図1 韓国における経済成長率4

このような高度経済成長は工業化や都市化が進み、ソウルなどの大都市部を中心に大気汚染、水質汚濁、生活廃棄物問題が表面化するなど、環境問題が多様かつ複雑に現われた。これは、1990年代頃まであくまでも経済発展を最優先課題としたため、経済政策を推進する過程で環境配慮の不足、また環境改善の重要性に対する認識と投資の不足、そしてエネルギー多消費業種を中心とした産業発展が行われたことが考えられる5。特に、急速な経済成長と共にそれを支えてきたエネルギー消費による大気汚染問題が顕在化した。そこで、ここでは経済発展による環境問題の現状を述べ、とりわけ、エネルギーの消費構造に伴う環境問題を中心に、大気汚染問題を取り上げることにする。

1.1 エネルギー消費と環境問題

前述したように韓国における環境問題は、主に急速な経済成長とそれを支えたエネルギー消費によるものである。図2で示されているように、エネルギーの消費量が生産量を大きく上回っていることが分かる。具体的に見てみると、消費量において1971年の20,868千トンから2011年には271,419千トンに、およそ13倍に増加している一方で、生産量においては1981年の45,718千トンから2011年に41,785千トンに減少し、小幅の増減を繰り返しながらほぼ横ばい状態を維持している。国内の経済規模の拡大とエネルギー自給率が低い状況を勘案すると、生産量を上回ったエネルギーは海外からの輸入されたと考えられる。

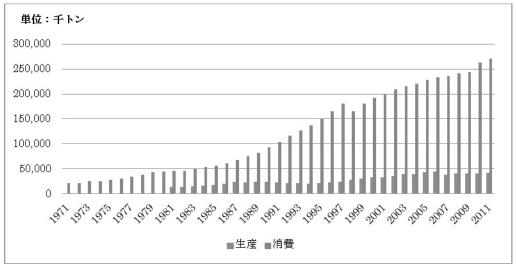


図2 韓国におけるエネルギーの生産量と消費量

出典:韓国エネルギー月報 2012.8 のデータによる作成

こうしたエネルギー消費量の急増は、経済規模の拡大を意味すると共にそれに伴う環境汚染問題の顕在化も考えられる。ただ、1960年代の経済優先政策の時点では、経済規模がまだ大きくなかったため、国内の石炭や水力等の資源で賄うことができたが、1970年代初期に「重化学工業化政策」が打ち出され、鉄鋼や石油化学等の産業が重点育成産業として指定されるにつれ6、エネルギー消費量も急増したのである。特に、石炭や石油などの化石燃料の燃焼は大量の大気汚染物質を排出し、その汚染源は主に①工業化による工場や大規模の事業場等から排出される汚染、いわゆる固定発生源、②自動車や航空機等から排出される汚染、いわゆる移動汚染源に大別することができる。このような汚染源から汚染物質が大気中に直接排出される1次汚染に加えて、例えば、二酸化硫黄、窒素酸化物のような汚染物質は、大気中で化学反応を通じて2次汚染をもたらす。例えばPM2.5は、自動車排ガスや粉塵などの1次粒子だけでなく、これらとガス状物質が大気中で化学反応して生じた2次粒子も含まれる複合型汚染物質である。したがって、複合型汚染物質の有効的な削減に向けて、エネルギー消費構造の抜本的な見直しが環

境問題の解決に大きな役割を果たすと思われる。そこで、韓国における環境問題の状況をより 理解するために、1次エネルギー消費構造による環境問題について探ってみたい。

図3で示されている韓国における1次エネルギー別構成比の推移からみると、主なエネルギー源は石炭や石油などの化石燃料が全体エネルギーの約5割を占めていることが分かる。まず、石油は1980年をピークに1987年まで減少し、その後1990年の半ば頃まで増加傾向を見せたが、1997年から2007年にかけて再び60.4%から44.6%まで急速に減少している。このような増減を繰り返している背景には、石炭や原子力の増加に伴い石油が減少したことや1997年のアジア通貨危機の影響を受け、経済成長率が低下するにつれ、エネルギー消費も低下したことが考えられる。ただ、石油の割合が低下したとはいえ、他のエネルギーに比べ依然として高く、国内の大気汚染問題は石油の消費による影響が大きいことと推測される。

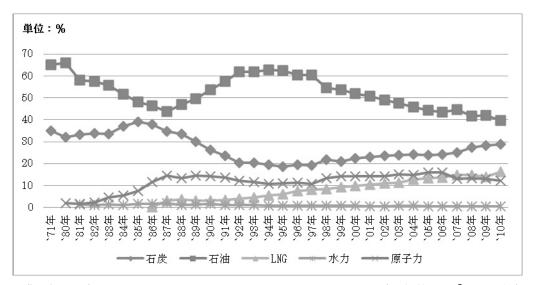


図3 韓国における1次エネルギーの構成比推移

出典:韓国エネルギー年報 2011、なお 1971 年と 1980 年は 2008 年環境年鑑第 21 号7により作成

次に、石炭は 1966 年に 45.7%であったが、1968 年から石油が石炭を上回って主要エネルギー源となった8。主に 1960 年から 1980 年にかけて増加傾向を見せているが、それは 1970 年代に勃発した二度にわたるオイルショックにより石油の消費が減少する一方で、石炭が増加したためと考えられる。その後 1985 年をピークに石炭の消費が急速に減少し、1990 年代の後半から再びほぼ横ばいで増加傾向にあるが、国内の大規模発電での消費が考えられる9。石炭は韓国の主なエネルギー源として、工業や発電所、冬季のオンドルに大量に消費されるなど、工業団地や家庭の消費によって深刻な大気汚染問題を引き起こした。特に、石炭は冬季の暖房用のオンドルに使われ、全国硫黄酸化物排出量の 6 割を占めていた10。

このように石炭や石油などのエネルギーが増減を繰り返している中で、クリーンエネルギーとされている LNG においては、1997 年から 2010 年にかけて 8.2%から 16.4%まで 2 倍増加していることが分かる。その背景には、国内の石炭や石油等の化石燃料の燃焼による深刻な大気汚染問題から、LNG をクリーンエネルギー(청정연료)として推進し、環境汚染が深刻な大都市や工業団地等に使用を義務付けたことが考えられる。

経済規模の拡大には大量のエネルギーが必要とされ、国内の限られた資源で拡大しつつある 経済を支えるには限界があり、海外への依存を余儀なくされている。中でも、主要エネルギー 源である石油の輸入は、中東などから安価で低質の石油が輸入され、国内では経済規模の拡大 と共に深刻な環境問題をもたらした。中東からの輸入率は、2001年の段階でもはや77%まで達 していた11。したがって、韓国における環境問題はエネルギー消費構造によるものが大きな割 合を占め、その改善に向けて限られた資源をいかに効率的に利用するかが課題であり、環境に 優しいクリーンエネルギーの普及が求められる。

1.2 エネルギー消費と大気汚染

1960年代初期には経済規模が大きくなかったため、比較的きれいな自然環境を保っていたが、1970年代に入って経済規模が拡大するにつれ、石炭や石油などの化石燃料が大量に消費され、二酸化硫黄を中心とした大気汚染物質の排出による環境問題が深刻になった。とりわけ、1980年代前後にソウル、蔚山、ブサン等の主要都市で年平均環境基準値を超過し、一日平均濃度が環境基準値を越える日が30%以上であった。その結果、1977年に大気汚染による呼吸疾患者は27%であったのに対して、1983年には43%まで増加したのである12。その背景には産業構造による汚染が考えられる。例えば、1960年代の経済政策は軽工業を中心に輸出したが、1970年代からは重化学工業中心の経済成長に転換され、環境問題は重化学工業の集中的な育成政策の推進によるものと考えられる13。特に、1980年代に入って経済構造の高度化により環境問題も従来の産業汚染に加え、自動車排ガス、都市地域の地下水汚染、ゴミ及び生態系の破壊などの問題も表面化し始めた。

このような二酸化硫黄を中心とした化石燃料による環境問題に対し、1970 年代に入って燃料規制やクリーンエネルギーへの転換などの措置が講じられ、硫黄酸化物質は 1990 年代の後半から著しく改善した。その背景には、工業団地での公害被害から国民が大気汚染問題の深刻さを認識したこと、また、1988 年に開催されたソウルオリンピックは大規模の国際行事であり、大会を成功させるために、大気汚染改善のための強力な政策が打ち出されたことが挙げられる。この大会を契機に、精油所では脱硫装置が本格的に導入され始めるなど、大気汚染政策を確立するうえでの転換点であるといえる。一方、1990 年代に入って、都市部を中心に大気汚染の悪化や廃棄物排出量の増加、自然生態系の破壊、そして地球温暖化や生物多様性の喪失といった地球環境問題などが台頭した。

特に、2000年代に入って自動車排出ガスによる汚染問題が、人口が密集している地域(ソウルなど首都圏)及び都市道路周辺等に顕在化し、健康被害が他の汚染物質より大きいという特徴を持っている窒素酸化物が大気汚染物質の中で排出量がもっと多くなった。従来の石炭や石油の燃焼により排出される二酸化硫黄や窒素酸化物などの汚染物質に、1990年代の後半から新たに TSP、NH3、PM10、VOC 等の大気汚染物質が加えられ、増加の傾向にある。このよう汚染物質の削減に向けて、大気環境基準は 1978年に初めて二酸化硫黄に対する基準を設定し、その後一酸化炭素、二酸化窒素、TSP、オゾン及び HC に対する環境基準を設定した。さらに、1991年には NH3に対する環境基準、1995年に PM10、2010年にはベンゼンに対する環境基準をそれぞれ新規に設定し、2011年には PM2.5に対する環境基準を追加設定した。硫黄酸化物質は環境基準を達成することで 1995年、2001年と段階的に強化し、その他一酸化炭素は 1995年、PM10は 2001年と 2007年に、そして二酸化窒素は 2007年に、それぞれ段階的に規制を強化してきた。このような、多くの大気汚染物質に対し環境基準が設けられ、段階的に強化することで環境問題への改善を図ってきた。

環境汚染問題は、従来の発電所や工場などいわゆる固定汚染源からの汚染に加えて、新たに都市・生活型環境問題、とりわけ自動車台数の急増は自動車排出ガスによる大気汚染、いわゆる移動汚染源による環境汚染問題が表面化した。それに、地球温暖化問題や酸性雨などといった地域的・地球環境問題も社会問題として取り上げるようになった。これまで韓国は高度経済成長期の化石燃料による二酸化硫黄の深刻な大気汚染問題に対し、有効的な対策が取られ、著しい改善を見せた。しかし、1990年代に入って従来型の大気汚染問題に加え、PM2.5のような複合型の大気汚染問題が顕在化するなど、環境問題への対応は依然として急を要する大きな課題となっている。

2. 環境法制度の歴史的展開

韓国では顕在化しつつある環境問題に対処するために、これまで数多くの環境法制度が整備されてきた。環境法制度において①1948 年建国以降から 1960 年代における公害防止法時代、②1970 年代~1980 年代における環境保全法時代、③1990 年代環境政策基本法及び複数法体系時代で大別することができる。ただ、本稿は 1948 年から 1980 年代までを環境法制度の形成期とし、その以降を環境法制度の展開期とする。

2.1 環境法制度の形成(1948年~1980年代)

韓国において環境問題が社会的問題として認識され始めたのは、1960年代の経済開発5カ年計画を契機に工業化が推進された後といえよう。韓国は1962年に「第1次経済開発5カ年計画」を打ち出し、工業化が推進され、その翌年の1963年に隣国の日本が公害問題を抱えている状況に鑑み、比較的早い段階から環境問題に関する法律として、公害防止法が制定された。公害防

止法は韓国における最初の環境問題に対する法律であり、21条で構成され、主に大気汚染、河川汚染、騒音・振動を規制する単一法的立法形式をとった法律である。ただ、同法は、保健衛生上の被害を防止して国民の保健を向上させるための公衆衛生法14的な性格に過ぎず、環境の質的向上という次元で制定された法である15。また、公害防止法による公害に対する防止は、公害防止措置の基準になる公害安全基準を決めた後、その基準を超過する事業場に対し必要な公害防止措置を命じ、それに従わない場合には改善命令や操業停止を命じる程度であった。公害防止法は経済成長の初期段階で制定された法として、あくまでも経済発展を最優先課題としたため、法が制定されてもその施行には消極的になりがちであった。例えば、国による法制定は早い段階でなされたものの、公害防止法の施行に関する細部の具体的事項を決める公害防止法施行令の制定が、1963年公害防止法の制定から数年経った後の1969年になるなど16、あくまでも経済開発を最優先課題とした当初の社会的状況で制定された法制度として、その実効性が低かったと考えられる。

すなわち、公害防止法の制定にあたって、当初政府はもちろん国民の関心もあまり高くなかった。その背景には、①前述したように 1960 年代は経済発展の初期段階であったため、政府はあくまでも経済発展を最優先課題とした、②当初まだ経済規模が大きくなかったため、環境問題も局地的で顕在化していなかった、③隣国である日本の深刻な公害被害を目の当たりにし、その影響を受けて公害に関する法制度を整備した、④当初工業化により工場の排水や排煙等による公害問題が発生したが、国民にとって最大の課題は環境問題よりむしろ失業問題や絶対貧困から脱出することだった、といったことなどがある17。こうした背景の下で制定された法制度は、経済が発展段階で制定された法として、規制措置が不十分であっただけでなく、その実効性も低かったと考えられる。

ところで、1960 年代の後半から環境問題がメディアを通じて知られるようになると共に、1970 年代に入ってさらに経済が発展するにつれ、急速な工業化や都市化が進み、従来型の公害問題に加え、都市・生活型の環境問題が台頭するようになった。このように多様かつ複雑に現われる環境問題に対し、従来の公害防止法での規制措置は限界があり、1971 年に公害防止法が大幅に改正され、公害を防止するための最小限の命令・強制方式の環境政策手段が導入された。例えば排出基準を設定し、公害排出業者に対して許可、取り消し、移転などの行政命令を下せる権限を保健社会部が持つようになった。しかし、汚染排出基準は緩やかに設定されており、保健社会部の行政命令は執行されなかった18。

このような大幅な法の改正にも関わらず、拡大しつつある経済規模に伴い環境問題は次第に 顕在化し、しかも複雑かつ多様に現われた。その原因も一部特定企業の事業活動による汚染物 質の排出に加え、自動車排出ガス、密集した事業場の集団的燃料の使用によるばい煙や埃及び 大都市周囲の生活下水などによる環境汚染問題が台頭した。このように、因果関係が特定でき ない多数の汚染が経済成長と都市化が進展するにつれて加速し、環境保全的側面からより積極 的な対処が求められた19。しかし、従来の公害防止法の法体系では広域の環境問題に有効に対 処するのに限界があった。そのため、国内の公害被害から均衡のとれた開発と環境汚染対策が 求められ、1977年に環境保全法が制定され、その翌年に実施されると同時に旧公害防止法が廃 止された20。新たに制定された環境保全法は1年余りの施行過程での不十分な点を補完し、従 来の衛生法的・公害法的性格から脱皮して環境法としての役割をより強化するために、1979年 に法改正を行った。その後1981年には、環境庁が環境行政の中央機関として発足した後、同法 を施行する過程で現われる防止施設の設定に所要される資金の不足や、環境が事前に適切に維 持できるように環境保全事業を効率的に運営するために、再び法改正が行われた。同法は、11 章 70 条で構成されており、最初に制定された公害防止法の 21 カ条と比べられないほど法の体 系やその内容も多岐にわたって規定された。例えば、環境基準の設定、総量規制の概念、環境 アセスメント、公害問題が深刻な地域に対する特別管理地域の選定、環境調査、環境汚染防止 費用の負担金制度等の広範囲にわたる新たな制度が導入された21。すなわち、環境保全法の制 定は、大気汚染や水質汚濁などといった従来型の公害問題に対処するための公害防止法から、 環境問題に対し総合的かつ計画的に構築されたものであり、韓国の環境政策にとって一つの転 換の契機ともいえよう。他方で、法執行状況は依然として消極的かつ形式的であったことが課 題であった。また、1977 年には各種の工業団地と臨海工業都市の建設による環境汚染に対処す るための海洋汚染防止法が制定された。それに、工業化を積極的に推進した経済政策は 1980 年末から相次いで環境汚染事故をもたらした一方で、1980年代に入って国民と企業の環境保全 に対する保護意識が向上した大きなきっかけがあった。その一つに、1988年に開かれたソウル オリンピックを挙げることができる。4 年に一度しか開かれない国際的な行事に、国内での公 害問題への改善に加え、国民の環境保護意識も高まったといえよう。

すなわち、1980年に入って経済成長中心から国民生活の質的向上の重要性が認識されはじめ、環境問題も従来の消極的な立場から積極的な事前管理の基盤が構築され始めた。1980年の憲法第33条では環境権を明示しており、1980年行政組織において中央環境行政機関として環境処が保健社会部の外庁として発足し、その傘下に1986年に地方環境問題の管理のために、ソウル、プサンなどに地方環境庁を設置する、といった一連の環境立法や行政措置が整備された。さらに、環境保全のために環境影響評価制度、排出賦課金制度、環境汚染防止基金などの新たな制度が導入された。

2.2 環境法制度の展開(1990年代以降~)

環境保全法の制定によって本格的な環境法制度が形成されたとはいえるが、すべての環境問題を総合的かつ包括的に規制するには限界があった。そこで1990年に環境庁が長官級部署である環境処へと昇格され22、1990年を「環境保全元年」と公布し、環境保全法を代替する6つの環境関連個別法が制定されると共に、その翌年の1991年から施行された。その時に制定された

法として①環境政策基本法、②大気環境保全法、③水質環境保全法、④環境汚染被害紛争調停法、⑤騒音・振動規制法、⑥有害化学物質管理法がある。すなわち、環境法制度は1960代の公害防止法や1970年代の環境保全法などといった単一環境法体系から、1990年には多岐にわたる環境問題に対処するための環境法制度として複数環境法体系へと転換し、より強化された体系的な環境政策の法的根拠が形成された23。このような複数型環境法体系への転換は、工業化の進展と経済成長とともに環境汚染問題も多様かつ複雑に現われ、しかも顕在化するにつれて、従来の単一法体系では限界が生じてきたためだと考えられる。

一方、地方レベルでは、韓国は日本植民地時代に道・府などに法人格が付与され、法制度上 地方団体となっていたが、第2次世界大戦後の1948年に政府の樹立と地方自治法が制定・公布 された。しかし、1961年に起きたクーデターにより地方自治制度は停止し、1987年の民主化の 流れのなかで、地方自治法改正の検討が開始され、1988年に地方自治法が改正されたが、中央 政治圏での利害対立により 1991 年に入ってようやく地方議会が構成され、その4年後に地方自 治体首長が選出された24。このように 1991 年に地方自治制度が復活した後、中央政府から地方 自治体への権限移譲が進んだ25。そのため、韓国における地方自治体による環境問題への取組 は 1990 年代に入ってからと見ることができる。1990 年代の半ばまで環境問題に対し、政府の 主導で環境法制度や政策が推進されてきたが、地方自治制度の実施を契機に、1990年代の後半 になると地方自治体による環境対策が講じられ始めた。環境条例と地方議題21(Local agenda)、 環境計画、環境綱領等が地方自治体の重要な環境法政策の立法手段として定着した。しかし、 地方の権限は大幅に向上したものの、地方経済の活性化に重点が置かれるため、環境問題は後 回しにするといった状況も見られる。特に、環境政策を決定かつ執行できる専門的能力を備え ていないなど、環境行政の執行力がまだ不十分で、環境行政の専門人材と予算が不足して環境 管理が円滑に行われていないなどの問題点が提起されている。また、環境行政機能が諸部署に 分散しており、行政組織が開発中心に構成され、環境政策の優先順位が開発政策より後回しさ れているという指摘を受けている。したがって、今後地方自治体の専門人材の育成や環境行政 体系の改善などを通じて、環境管理能力を高めることが求められる26。

このような国内の環境問題に対処するための本格的な環境法制度の形成と共に、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連持続可能な開発会議を契機に、国際環境問題に対処するための国内法制度の整備の必要性も認識されるようになった。特に、同会議で採択されたリオ宣言における「持続可能な発展」という理念は、韓国の環境法制度の流れを市民参加、地方分権、持続可能な発展の方向へと転換させる契機となった。

ところで、行政組織においては、上述したように 1980 年に環境庁は環境処へと昇格したが、 1994 年には執行権を持つ長官級部署として環境部へと昇格された。環境部は環境保全の主務部 署であり、所属機関として中央環境紛争調停委員会、国立環境科学院、国立環境人材開発院、 温室ガス総合情報センター及び地方環境官署をおいている。環境部は、総合的な環境政策の樹 立を直接担当し、①環境法令の制定、改正、環境関連制度導入など環境管理のための環境行政の基本体系の確立、②環境保全のための中長期相互対策の樹立及び執行、③各種規制基準の設定、④地方環境官署及び地方自治体の環境管理のための行政、財政的支援、⑤国家間環境保全協力役割遂行などを担当している27。それに、1996年にはOECDに加入することで、先進国の仲間入りを果たすと共に、OECDが規定している諸環境問題に対する遵守義務を負うことになり、環境問題に対策の更なる強化が求められるようになった。その結果、2000年に入って、環境部が直轄する法律は合計 50余り(2011年)まで拡大された。

3. 現行の環境法体系

韓国における環境法の法源は、成文法と不文法に分けられる。成分法において①憲法、②環境政策基本法や大気環境保全法などの法律、③条約と国際法規、④行政立法(施行令、施行規則)、⑤自治体法規(条例、規則)に大別することができる。また、不文法においては①慣習法、②判例法などがある。それに、環境汚染による被害の救済と紛争処理のための環境紛争調停法や環境汚染被害救済のための民法、環境侵害による民事訴訟法など、既存の法律も環境法と関連する重要な法源となっている。特に、環境法は憲法の規定によって保障された環境権を具体化させた法である。憲法が明示した環境権の実現と保障のために、国家の環境保全施策の基本理念と方向を提示し、環境に関する基本的な事項を整理する法が環境政策基本法である。したがって、全ての環境問題に対して基本となる環境政策基本法は憲法を最高位法とし、その下位に大気環境保全法や水質環境保全法などの媒体別法体系が存在する。そこで、ここでは憲法における環境問題に対する規定と現行の環境法体系を概観することにする。

3.1 憲法の規定

韓国における環境法は 1980 年に憲法の改正で環境権を基本権として新設したことを契機に本格的に整備され始めた。改正された憲法第 33 条では、「すべての国民はきれいな環境で生活する権利を持ち、国家と国民は環境保全のために努力しなければならない」と規定した。それをさらに発展させた 1987 年改正の憲法第 35 条28第 1 項では、「すべての国民は健康で快適な環境で生活をする権利を持ち、国家と国民は環境保全のために努力しなければならない」と規定し、第 2 項では、環境権の内容と行使に関しては法律で定めると規定している。したがって、韓国における環境法は憲法第 35 条の規定によって保障された環境権を具体化した法であると言えるとともに、環境問題に対する認識の程度と密接な関係がある。

また、韓国は憲法第6条第1項において「憲法の下で締結し、かつ公布された条約と一般的に承認された国際法規は国内法と同様の効力を有する」と、条約や国際法規について明示されている。条約は法律と同じ効力を持つため、国家、行政、裁判所などの国家機関に対し拘束力を持っている。ここで行政は条約を執行し、裁判所は裁判において条約を裁判の基準にしなけ

ればならず、そのため条約の解釈も必要になる。ところで、韓国においては条約に関する判例が多く蓄積されていない状況である。それに、憲法第6条第1項で、条約が国内法と同じ効力を持つためには憲法によって公布されることを与件としているものの、憲法自体が条約の公布に関し、具体的な規定をおいていない。ただ、憲法第89条第3号は、条約案は法律案と同じで、国務会議の審議を経なければならないと規定している29。

3.2 環境法の体系

韓国における環境法の体系は、前述したように憲法を最高位法として、その下位にすべての 環境保全に対し基本となる性質を持っている環境政策基本法や汚染分野別に講じられた対策法 が存在する。特に、1980年に憲法の改正で環境権が初めて憲法に明示されてから、産業化の進 展による経済構造の高度化で環境問題が深刻化・多様化するにつれ、汚染分野別の対策法制定 の必要性が提起され、従来の単行法体系から複数法体系へと移行することになった。すなわち、 1977年の環境保全法から 1990年には環境政策基本法、大気環境保全法、水質環境保全法、騒 音・振動規制法、有害化学物質管理法、環境汚染被害紛争調整法など、6の法に分法化された30。

1990 年代に入って自然環境保全法(1991)、環境犯罪の取締に関する特別措置法(1991)、環境改善費用の負担法(1991)、湿地保全法(1999)、環境影響評価法(1999)などの多くの法律が制定された。2000 年に入っては、首都圏大気環境改善に関する特別法(2003)、悪臭防止法(2004)、持続可能な発展法(2007)、環境教育振興法(2007)、環境保健法(2008)、水の再利用の促進及び支援に関する法律(2010)、生物多様性の保全及び利用に関する法律(2012)、化学物質の登録及び評価等に関する法律(2013)など数多くの法律が制定された。

3.3 環境法制度の問題点

前述したように韓国における環境法は 1963 年の公害防止法を皮切りに、1977 年に環境保全法が制定され、その後 1990 年に環境政策基本法を中心とした複数の環境法が制定された。すなわち、環境法体系は単一法体系から複数法体系へとシフトし、大気汚染、水質汚濁など汚染媒体別または規制対象別に、いくつかの独立した法律を制定する方式が取られた。このような複数法体系は、多様な環境汚染に応じて汚染媒体別に迅速で効果的に対処できるといった長所があるが、その一方でこうした複数の独立した法体系に対し、環境法の非体系性による複雑性や汚染媒体別に制定された複数法体系を取っているため、環境保護及び改善に当たって非効率性があることが指摘されている31。

まず、現行の環境法が非体系的あるため、法を遵守する一般国民を始めとする規制対象者、 さらに規制者さえも理解にくいという指摘を受けている。その理由として、次の2つがあげら れる。①環境政策基本法と個別対策法との関係が不明確なこと。例えば、環境政策基本法の基 本原則または理念が個別対策法にきちんと反映されておらず、環境問題の基本法としてその理 念がまだ宣言的な水準に留まっている。②個別法律間で重複して規制する場合もあり、個別法律間の均衡が取れていないこと。特に、同一または類似した事項をいくつかの法で規律する場合に、どの法が優先的に適用されるべきかという問題が発生する。これは環境法を理解し執行するに当たって影響を及ぼすだろう。例えば、水質環境保全のための法だけでもいくつもの関連した一般法と特別法とが係わっているため、単一法に対する理解のみでは理解しにくいという問題点が存在する。また、廃水に関する法の規定における廃水、汚水、下水の概念に関して、下水法が規定すると「下水」、汚水法が規定すると「汚水」、水質環境保全法が規定すると「廃水」となっていが、場合によって汚水は下水のような概念にも使われ、廃水を含んだ概念にも用いられ、重畳的な概念の体系になっている32。このように、個別法令間の相互重複は、法体系を理解するのに難しいだけでなく、法の執行上においても影響を及ぼすと思われる。

次に、汚染媒体別に構成された複数法体系は環境の保護及び改善において、非効率的であるという指摘を受けている。これは①法体系が汚染媒体別に構成されて分割法体系を取っている点、②法体系が過度に規制者中心に構成された点などが挙げられる。前述したように、韓国における環境法体系は単一法体系から複数法体系へと移行され、環境汚染の分野別・媒体別に速やか、かつ効果的に対処できるといったメリットがあるが、環境汚染は個別的に発生するのではなく、汚染物質が大気や水などの媒体を移動して複合的かつ広域的に発生するため、分野別・媒体別の取組みには限界がある。したがって、媒体別汚染物質を統合的に管理できる立法措置が求められる33。

また、韓国における環境法のもう一つの問題点に環境保全のために規制措置が弱いことや制裁規定がない場合が多いという点が指摘されている。特に、国土全体に対する総合的な環境計画が存在しない点や汚染者負担原則の適用問題、とりわけ、環境保全機能が分散しているため、総合的・体系的な環境保全が難しい、といった点が挙げられる。例えば、環境保全機能において自然環境には文化財保護法、野生動植物保護法などがあるが、これに対し文化スポーツ観光部、環境部、国土海洋部などに管理機関が分散されているため、業務領域をめぐり、関係部署間に多くの葛藤や行政力の無駄をもたらす場合がある34。そのため、「環境保全の機能の体系的で効率的な遂行のために、類似機能の法令に対し統合・廃合と管理機関の一元化が求められる」35。

Ⅱ 韓国における環境政策基本法の体系と構成

韓国における現行の環境法は、環境権に関する憲法理念を踏まえて、環境政策の基本理念と 方向を提示し、環境分野による共通的な事項を規定している環境政策基本法を基本法としてい る。その下で、環境規制及び管理のための個別対策法として、自然環境保全法、大気環境保全 法、水質環境保全法、騒音・振動規制法などが制定されている。

1. 環境政策基本法の体系

1977年に制定された環境保全法が、環境規制の強力な執行が難しかった理由としては、直接処罰の権限が環境庁にはなかった点や、地方の非協調が指摘されている。加えて、環境庁は摘発された公害企業の名簿を公開していなかったことも指摘されている36。ところで、経済発展を中心とした産業活動の進展により、環境問題が多様かつ複雑に現われたが、これらの環境問題を効率的に規律するには従来の環境保全法では限界があった。このような問題に対処するために、1990年に環境政策基本法が制定されると共に、大気、水質、騒音などに対し個別環境法が制定された。すなわち、韓国における環境立法は従来の公害法中心の法制度から、多様な環境問題に対処するための複数環境法体制へと転換されたのだ。特に、環境政策基本法はすべての環境法令の基本となり、環境政策に対する目的や方向性を示し、環境問題全体に対する枠組みを規定している。

環境政策基本法は 1990 年の 8 月に制定され、その翌年の 1991 年 2 月から施行された。憲法 が示した環境権に関する理念に基づいて、環境保全に関する国民の権利・義務及び国家の責務 を明確にし、環境保全施策の基本理念と方向を定め、分野別の環境法に共通する事項を規定している。環境政策基本法は環境保全のために努力しなければならない国家と国民の憲法的義務 を規定した憲法第 35 条第 1、2 項を具体化する最も基本的な環境法の法源として、個別環境法及び環境行政の全般を統一的に規律する、環境法の基盤を形成する法律であり、主に次のよう な規定が講じられている。

第一に、第1条(目的)と第2条(基本理念)で規定されたように、環境保全に対する国家の基本理念と政策方向を提示し、国民の権利・義務及び責務を明示している。

第二に、環境基準の設定維持に対する国家及び地方自治団体の責任と義務を規定している。 第三に、国家環境総合計画や環境保全中期総合計画の樹立など、環境保全のための基本的な 施策を提示している。

第四に、国家と国民の自然環境保全義務を規定している。すなわち、国家と国民は自然の秩序と均衡が維持・保全されるように努力しなければならないと明示している。また、国家は自然環境を保全するために、環境に及ぼす計画及び開発事業が環境的に持続可能に樹立・施行されるように環境影響評価の実施を規定している。

第五に、国家及び地方自治団体に対し、環境紛争調整や被害救済に関する義務と責任を規定 している。

第六に、法制度及び財政上の措置や環境団体などに関する事案を規定している。環境保全事業を支援するための法制度上の措置、地方自治団体及び事業者に対する財政支援、調査、研究及び技術開発に対する財政支援に対する規定を備えている。

2. 環境政策基本法の構成

現行の環境政策基本法は、2013年12月時点で5章61条及び附則で構成されている37。第1

章(総則)では、目的、基本理念、用語の定義、国家及び地方自治体の責務、事業者の責務、 国民の権利と義務、汚染者負担原則、汚染の事前予防、国家への報告に関する規定などが設け られている。

環境政策基本法は、憲法第 35 条で明示された環境権を具体的に実現させるために、第 1 条38 において、「環境保全に関する国民の権利・義務と国家の責務を明確にし、環境政策の基本になる事項を定め、環境汚染と環境損害を予防し、環境を適切かつ持続可能に管理することで、すべての国民が健康で快適な人生を送ることができるようにすることを目的とする」と、国民の権利義務と国家の責務を明示している。また、第 2 条39では基本理念を規定している。特に、第 1 項の後半では、「…環境を利用するあらゆる行為をする際には、環境保全を優先的に考慮し、地球環境上の危害を予防するために共同に努力することで、現世代の国民がその恵沢を享受できると同時に、将来の世代にその恵沢を継承できるようにしなければならない」と規定されている。環境保全を優先課題とし、リオ宣言における持続可能な発展の原則を基本理念として、そのまま国内法に適用している。

さらに第3条では、環境の定義や環境汚染、環境保全等について定義している。特に「環境」の定義に関し自然環境と生活環境に区分し、前者は地下・地表(海洋を含む)及び地上のすべての生物とこれらをめぐる非生物などを含む生態(生態系及び自然景観を含む)としている。後者は、大気、水、土壌、廃棄物、騒音・振動、悪臭、日照など、人の日常生活と関係する環境を定義している。

第2章では環境保全の計画樹立等について規定している。この章は5つの節で構成され、環境基準、基本的施策、自然環境の保全と環境影響評価、紛争調整及び被害救済、そして環境改善特別会計の設置に大別されている。環境基準の設定及び維持、国家環境総合計画の樹立とその内容、内容、施行、また環境保全中長期総合計画の樹立、環境保全に関する教育、民間環境団体の保全活動の促進、国際協力及び地球環境保全、環境科学技術の振興などが規定されている。

第 12 条第 1 項では「国家は環境基準を設定し、環境与件の変化によってその適切性が維持されるようにしなければならない」とし、第 2 項では環境基準は大統領令により定めると、環境基準の設定について明示している。このような環境基準を維持するために、第 13 条では、「国家及び地方自治団体は環境に係る法令を制定または改正したり、行政計画の樹立または事業の執行をしたりする場合には、第 12 条の規定による環境基準が適切に維持されるように、1)環境悪化の予防及びその要因の除去、2)環境汚染地域の原状回復、3)新たな科学技術の使用による環境汚染及び環境破壊の予防、4)環境汚染防止のための財源の適切配分」の必要性を規定している。

第 27 条では、国際協力及び地球環境保全について「国家及び地方自治団体は国際協力を通 じて環境情報と技術を交流し、専門人材を養成し、地球全体の環境に影響を与える気候変動、 オゾン層の破壊、海洋汚染、砂漠化及び生物資源の減少などから地球の環境を保全するために、地球環境の監視・観測及び保護に関し、相互協力するなど国際的な努力に積極的参加しなければならない」と規定している。そして、第40~41条では自然環境の秩序と均衡が維持・保全できるように努力し、環境に及ぼす計画及び開発事業が環境的に持続可能に樹立・施行されるように環境影響評価実施の必要性について規定している。

また第3章では、法制度及び財政上の措置について、第54条~第57条で規定している。それぞれ、法制上の措置など、地方自治団体に対する財政支援など、事業者の環境管理支援、そして調査研究及び技術開発に対する財政支援に対して規定している。

さらに、第4章では、環境政策委員会、環境保全協会に関する規定を設けている。そして第5章(補則)は第60~61条で構成され、権限の委任及び委託、罰則適用時の公務員の議題について規定している。

Ⅲ 韓国における環境政策基本法の課題

韓国における公害防止法は、日本の公害被害を目の当たりにして早くも 1963 年に制定されたが、経済成長の初期段階において制定された法として、あくまでも経済発展を最優先課題としたため、法が制定されてもその実施には消極的になりがちであった。工業化により工場の排水や排煙等による公害問題が発生していたが、国民の最大の課題は環境問題よりも失業問題や絶対貧困からの脱出であった。そのため、環境法制度がいち早く制定されても、公害被害が顕在化してから本格的な法制度が整備されるようになったことが分かる。韓国の環境法制度は1963 年公害防止法の制定を皮切りに、1977 年に環境保全法が制定され、その後 1990 年に環境政策基本法を中心とした複数の個別法が制定された。その過程で、単一法体系から複数法体系へと転換され、最初の公害防止法から 2011 年の時点で環境部の管轄下にある法律は 50 余りに達している。とりわけ、基本法とされる法体系の問題点を解決するために、近年、環境政策基本法を日本のような環境基本法に転換させる必要性について議論されており、その背景には次のような課題が提起されている。

第一に、環境政策基本法が基本法としての役割を果たしているかどうかが問われている。すなわち、韓国における環境政策基本法は、1990年の制定以降、大幅な改正ではないものの、約10回の改正を行っている。環境法の基本法の地位にある環境政策基本法の頻繁な改正は、急変する情勢の中で、国家環境の政策的基盤を提供する基本法としての、同法の地位が問われることとなる。これは、環境政策基本法はすべての環境法の理念や指針を提示し、多様な環境法が求められる程度の十分な範囲を設定する役割を果たしているため、頻繁な法の改正が環境法の基本法地位にある法としての役割をきちんと遂行できないと思われるためである。環境法の基本法としての地位を十分に確保できなければ、全体の環境法体系内で同法が持つ役割や影響をより委縮させる結果を招くということが指摘される。特に、基本原則又は理念が宣言的レベル

に留まり、個別環境法にきちんと反映されないといった批判に基づいて、環境法の実効性に対する問題が環境政策基本法の次元で提起されている40。

第二に、前述したように韓国における環境政策基本法は、環境法の基本になる法として国家環境保全施策の基本理念と方向を提示し、環境に関する基本政策を規定し、環境関係の個別対策法の基本としての地位を持つ41。特に、憲法において環境権を明示しており、それを具体化するために環境政策基本法が制定され、それを上位法として、大気環境、水質環境等に関する複数法体系が形成されている。しかし、こうした複数法体系は複雑で、企業に政府からの徹底した監視と統制はなく、大気及び水質などの汚染を減らすことができない20世紀の旧時代的な思考方式を根拠に制定された法である。したがって、硬直化した法体系を通じて官僚的で、上意下達式の考えを持って環境規制を実施してきた。そのため政府の圧力のみが企業の態度を変化させることができるといった仮定の下で設定された規制を遵守といった法律ではなく、汚染物質の除去能力に根拠をおいた排出基準法に替えるべきという指摘がなされている42。

第三に、環境政策基本法は原則的なものに留まり、複数法制度が多く制定されているため、法律間の重複や複雑性等により、日本のような環境基本法にすべきであるという提案が行われている。その背景には、韓国における環境法律は50余りに分散しており、環境に係る他部署所管の環境法律も60余り存在し、関連部署も15以上に達している。このように環境関連の規定が諸部署の法に散在しており、各部署間での政策方向の相違が相互の矛盾または衝突をもたらす可能性があるため、これを事前に防止するために各部署間の緊密な協力が求められる43。すなわち、これまで数多く制定された環境法は、効率的な執行が難しく、各法令間の重複規制及び各法律で規定する規制の程度の不一致など、法体系が整合されていないという欠点を持っている44。

憲法上の環境権の内容が環境政策基本法を通じて具体的に実現できるように、基本法の地位の向上に対し、環境政策基本法を「環境基本法」に変更することで、環境保全に関連するすべての事項に対する基本的事項の規定が提起されている。例えば、総則に規定された基本理念と定義及び原則の規定を明確に整備し、環境法全般にわたって適用される法の対象及び法原則をより明確に設定する、などが提案されている45。

おわりに

本稿はこれまで、高度経済成長による工業化とそれを支えてきたエネルギー消費による環境問題を踏まえて、環境法制度の歴史的展開とその問題点を概観してきた。特に、環境政策基本法を中心に、今後の課題を検討した。その結果、韓国における環境法制度の展開において、顕在化しつつある環境問題に対処するために、数多くの法体系が形成され、その過程で単行法体系から現行の複数法体系へと転換された。しかし、現行の法体系に対し、環境問題の総合的な対処の難しさや汚染媒体別・分野別の特殊な状況に応じて効率的な規制が可能というメリット

がある一方で、過度に分割された多数の法が制定されながら、その効率性が落ちるなど、多くの問題点が指摘されている。環境問題が依然として国の取り急ぎ解決しなければならない課題である中で、整備されている法制度を効率的に執行するには、環境政策基本法や諸環境法制度の間における重複問題や法の優先適用問題などに対する改善など、何より、法を遵守する立場にある企業や一般国民が理解しやすい法体系の整備が不可欠と思われる。

注

- 1 勝原健『東アジア開発と環境問題―日本の地方都市の経験と新たな挑戦』(勁草書房、2001) 78~83 頁
- 2 고문현「우리나라 환경법의 문제점과 과제」(숭실대학교 법학연구소、2011),법합논충제 25 집、6 頁
- 3 勝原健『東アジアの開発と環境問題―日本の地方都市の経験と新たな挑戦』(勁草書房、2001) 78-79 頁
- 4「経済統計年報 2013」韓国銀行経済統計システムホームページ http://ecos.bok.or.kr/最終閲覧日 2013.12.29
- 5 和田直也・今村弘子『自然と経済から見つめる北東アジアの環境』 (富山大学出版会、2009) 171 頁
- 6 和田直也・今村弘子『自然と経済から見つめる北東アジアの環境』 (富山大学出版会、2009) 123 頁
- 7 2008 年韓国環境統計年鑑
 - http://library.me.go.kr/DLiWeb20_EKC/components/searchir/viewer/frame.aspx?cid=186032&type=FILE&id=2 4040 最終閲覧日 2009.11.21
- 8 井出亜夫編著『アジアのエネルギー・環境と経済発展』 (慶応義塾大学出版会、2004) 80 頁
- 9 白井京「韓国における再生可能エネルギーに関する立法動向」PDF 文書 http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/225/022508.pdf 最終閲覧日 2012.10.27
- 10 石弘之『酸性雨』(岩波書店、1992) 155 頁
- 11 白井京「韓国における再生可能エネルギーに関する立法動向」PDF 文書 http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/225/022508.pdf 最終閲覧日 2012.10.27
- 12 国家記録院大統領記録館 (국가기록원대통령기록관)
 - http://korea.pa.go.kr/newsWeb/appmanager/portal/news?_nfpb=true&portlet_agenda_1_actionOverride=%2Fpag es%2Fbrief%2Fagenda%2FcontentView&_windowLabel=portlet_agenda_1&_pageLabel=agenda_page_02&_nf ls=false&portlet_agenda_1packageId=49500067&portlet_agenda_1first=1&portlet_agenda_1cid=history 最終 閲覧日 2010.11.30
- 13 문태훈「한국 환경정책의 변화와 과제」『한국정책학회보』제 17 권 3 호(2008)136 頁
- 14 조홍식,송상현,노상환「우리나라 환경법체계 정비에 관한 연구」한국환경정책/평가연구원(1997) 7頁
- 15 김대룡「환경정책의 결정요인에 관한 연구」『한국행정학보』제 29 권 2 호(1995)505 頁
- 16 조홍식, 송상현,노상환「우리나라 환경법체계 정비에 관한연구」한국환경정책/평가연구원(1997) 7頁
- 17 尹錫春「韓国における環境法の発展」『比較法学』第34巻第2号(2001)52頁
- 18 문태훈「한국 환경정책의 변화와 과제」『한국정책학회보』제 17 권 3 호(2008)137 頁
- 19 환경청 『환경보전 1984』 83 頁
- 20 勝原健『東アジア開発と環境問題—日本の地方都市の経験と新たな挑戦』 (勁草書房、2001) 78~83 頁
- 21 坂井宏光「韓国における環境問題と環境保全政策」『九州国際大学社会文化研究所紀要』第 48 号(2001)10 頁
- 22 井出亜夫編著『アジアのエネルギー環境と経済発展』 (慶応義塾大学出版会、2004) 80~81 頁
- 23 문태훈「한국 환경정책의 변화와 과제」『한국정책학회보』제 17 권 3 호(2008)141~142 頁

- 24 1948年の憲法で地方自治が保障され、1949年の7月4日に地方自治法が制定されたものの、治安が不安定で南北が対立しているという理由で実施されず、大統領直選制の改憲のための橋頭保を確保する意図で地方自治体法が1952年になってようやく実施された。その後、1960年の「4.19革命」以降、地方自治制度の民主化が試みられたが、1961年のクーデターにより地方自治は再び30年の冬眠状態に陥ることになった。このような一連の状況は、地方自治制度が地域問題を中央政治圏の集権勢力の政治的利害関係によって導入されたことを意味する。このような地方自治制度の中央政治への従属性は、1987年の民主化運動以降も変わらなかった。1988年地方自治法が改正されたにも関わらず、1991年に入ってようやく地方議会が構成され、その4年後に地方自治体首長が選出された。이기우「지방자치법60년회고와과제」『지방행정연구』제23권제3호(2009),43頁
- 25 自治体国際化協会「韓国の地方自治」1~13 頁 http://www.clair.or.jp/j/forum/series/pdf/j12_new.pdf 最終閲覧日 2012.12.12
- 26 환경부 『환경백서 2013』 547 頁
- 27 환경부 『환경백서 2011』 702 頁
- 28 韓国憲法第 35 条: ① 모든 국민은 건강하고 쾌적한 환경에서 생활할 권리를 가지며, 국가와 국민은 환경보전을 위하여 노력하여야 한다.②환경권의 내용과 행사에 관하여는 법률로 정한다.③국가는 주택개발정책등을 통하여 모든 국민이 쾌적한 주거생활을 할 수 있도록 노력하여야 한다.

和訳:①すべての国民は健康で快適な環境で生活する権利を有し、国家と国民は環境保全のために努力なければならない。②環境権の内容は行使に関しては法律で定める。③国家は住宅開発政策を通じてすべての国民が快適な住居生活をすることができるように努力しなければならない。原文出典:韓国国家法令情報センターhttp://www.law.go.kr 最終閲覧日 2014.2.14

- 29 정상익「조약의 공포」『강원법학』제 35 권 (2012) 554 頁
- 30 환경부「환경백서 2011」721 頁
- 31 고문현「우리나라 환경법의 문제점과 과제」(숭실대학교 법학연구소、2011), 법합논충제 25 집、6 頁
- 32 고문현「한국 환경법의 발전과 바람직한 개정방향」『公法学研究』第 9 巻第 3 号(2008)、561 頁
- 33 고문현「한국 환경법의 발전과 바람직한 개정방향」『公法学研究』第9巻第3号(2008)、563頁
- 34 고문현「우리나라 환경법의 문제점과 과제」(숭실대학교 법학연구소、2011),법합논충제 25 집、9~12 頁
- 35 고문현「우리나라 환경법의 문제점과 과제」(숭실대학교 법학연구소、2011),법합논충제 25 집、12 頁 (原文: 환경보전기능의 체계적이고 효울적인 수행을 위하여 유사기능의 법령 통・폐합과 관리기관의 일원화가 필요하다)
- 36 문태훈「한국 환경정책의 변화와 과제」『한국정책학회보』제 17 권 3 호(2008)139 頁
- 37 국가법령정보센터 http://www.law.go.kr/main.html 最終閲覧日 2013.12.29
- 38 出典:韓国国家法令情報センターhttp://www.law.go.kr 最終閲覧日 2012.09.22
- 39 出典:韓国国家法令情報センターhttp://www.law.go.kr 最終閲覧日 2012.09.22
- 40 이준서 『환경정책기본법의 체계 정비방안 연구』 한국법제연구원 (2009) 12~14 頁
- 41 박수혁「환경관련법령체계」6頁、PDF文書(出所不明)
- 42 박재광「FTA 대비 환경기본법 선진화 방안」자유기입원(2012)2頁
- 43 환경부 『환경백서 2013』 565 頁
- 44 박재광「FTA 대비 환경기본법 선진화 방안」자유기입원(2012) 1~2 頁
- 45 이준서『환경정책기본법의 체계 정비방안 연구』한국법제연구원 (2009) 3 頁